

所沢市一般廃棄物処分業許可証

許可番号 (処分) 第2号
令和6年 4月 1日

住所又は主たる

事務所の所在地

東京都練馬区谷原1丁目12番10号

氏名又は名称及び

代表者氏名

東明興業株式会社

代表取締役 伊勢 文雄

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

所沢市長

小野塚 勝 俊

記


COPY

取り扱う一般廃棄物の種類	ごみ (木くず)	
業 の 区 分	処分業 中間処理 (破碎)	
許可の有効期間	令和 6年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで	
営業所の所在地	埼玉県所沢市大字南永井 844 番地 2	
処 理 施 設	種 類	破碎
	処理能力	126.8 t / 8 h
	所 在 地	埼玉県所沢市大字南永井 844 番地 2
処 分 先	バイオマス発電として売却	
許 可 条 件	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。 中間処理は、施設の処理能力の範囲内において行うこと。 なお、点検・維持管理を徹底すること。	